

全国健康福祉祭徳島県選手団ユニフォーム購入スポンサー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会（以下「本協議会」という。）広告事業実施要領に定める場合のほか、全国健康福祉祭徳島県選手団ユニフォーム購入スポンサー事業（以下「スポンサー事業」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(スポンサー事業の内容)

第2条 スポンサーは、全国健康福祉祭において徳島県選手団が着用するユニフォーム購入費用の一部を負担することにより、本協議会において全国健康福祉祭の参加者用大会のてびきへの広告の掲載や参加者への大会用物品送付時のチラシ等の同封による送付等を無料にて実施するものとする。

(事業実施期間)

第3条 この事業の実施期間は、スポンサーとして決定の日から当該年度の3月31日までとする。

(スポンサーの要件)

第4条 スポンサーは、次の要件を満たす民間事業者等とする。

(1) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗、事務所、施設等）を有している者

(スポンサーの募集)

第5条 スポンサー事業は、全国健康福祉祭徳島県選手団のユニフォームの購入状況に応じ、募集するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、スポンサー事業に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。